

## 高度経済成長期以降の川越地域における 大規模小売店の開店・進出と商業活動調整協議会

松 本 和 明

### はじめに

高度経済成長期から1990年代にかけての日本の流通政策における特徴として、多様な流通業態ないし事業者間の調整政策が展開されたことがあげられる。すなわち、百貨店やスーパーマーケットなどの大規模小売店舗ないし大型店の台頭による中小事業者（特に小売業者）の経営ないし運営への影響を抑えるとともに、後者の事業活動の機会、さらには消費者の利益をも確保すべく、競争条件を調整するというものであった。これは単純に中小事業者を救済するのみならず、業態間ないし事業者間競争の主体として育成するための様々な振興策（紙幅の都合のために本稿では立ち入らない）とともに、トータルとして流通業全体の近代化が目指されたのである。

調整政策の根拠法は第2次百貨店法（1956年制定）および大規模小売店舗法（1974年制定、78年改正、以下では適宜「大店法」と略する）であった。

調整政策の枠組みにおいて重要であったのは商業活動調整協議会の存在である（以下では適宜「商調協」と略する）。商業活動調整協議会は、大規模小売店舗の進出にあたり、中小事業者をはじめとする地元関係者の意見を集約するために、出店予定地の商工会議所または商工会が設置するもので、出店および店舗運営計画を調整する役割を担うこととなった。

本稿は、川越地域の商業および中心市街地の変遷をひとつおりふりかえったうえで、高度経済成長期以降の大規模小売店の進出と川越商工会議所が設置した商業活動調整協議会の動向とともに、川越地域の商業の発展の中核となった丸広百貨店の設立と展開および創業者である大久保竹治の企業者活動を考察・検討していくことを課題として設定する。

当該期の調整政策に関しては、鈴木安昭氏<sup>1)</sup>および石原武政氏<sup>2)</sup>の研究が先駆的業績といえ

---

1) 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史 第7巻 第 期 自立基盤確立期（3）』通商産業調査会、1991年、130～142頁、『通商産業政策史 第11巻 第 期 高度成長期（4）』1993年、417～425頁、『通商産業政策史 第13巻 第 期 多様化時代（2）』499～533頁、および『新・商業と流通 [第6版]』有斐閣、2016年、253～256頁。

2) 通商産業政策史編纂委員会編・石原武政編著『通商産業政策史 1980 2000 第4巻 商務流通政

る。流通史ないし商業史や流通政策（史）の領域では、両氏による成果をふまえて、主要なトピックとして位置づけられ、学習用のテキストでも取り上げられている<sup>3)</sup>。また、大分県および日田市や鳥根県をケースとして商業活動調整協議会の実情を明らかにした論考も存在している<sup>4)</sup>。この一方で、当事者である企業や商工会議所をクローズアップした経営史的研究による成果はほとんど存在していない<sup>5)</sup>。もとより基礎資料というべき商工会議所史や流通会社史さらに自治体史においても、管見の限りでは、商業活動調整協議会とのスキームを確立した東京商工会議所やジャスコ（現・イオン）、埼玉県草加市、大阪府豊中市および池田市、北海道川上郡標茶町、神奈川県相模原市、静岡県および浜松市によるもの以外は<sup>6)</sup>、叙述はなされてい

策』経済産業調査会，2011年，第2章，および石原武政・矢作敏行編『日本の流通100年』有斐閣，2004年，311～320頁（関根孝氏執筆）。

- 3) 主なものとして、石井寛治『日本流通史』有斐閣，2003年，229～231，243頁，同編『近代日本流通史』東京堂出版，2005年，168頁（山口由等氏執筆），194～196頁（須永徳武氏執筆），廣田誠・山田雄久・木山実・長廣利崇・藤岡里圭『日本商業史 商業・流通の発展プロセスをとらえる』有斐閣，2017年，264～274頁（藤岡氏執筆），矢作敏行『現代流通 理論とケースで学ぶ』有斐閣，1996年，304～307頁，崔容薫・原頼利・東伸一『はじめての流通』有斐閣，2014年，241～242頁（東氏執筆），渡辺達朗『流通政策入門（第4版）市場・政府・社会』中央経済社，2016年，161～188頁があげられる。このうち、藤岡氏と渡辺氏の論考は行き届いたものであり、必読に値する。
- 4) 斉藤守生「商業活動調整協議会の調整機能に関する一考察 大分県日田市の事例より」大分大学経済研究所『研究所報』第11号，1977年9月，「大分県商調協における調整の機能」『研究所報』第27号，1993年8月，朝田良作「大型店規制と消費者問題 鳥根県における運用実態から」鳥根大学法文学部『鳥大法学』第30巻，臨時増刊号，1987年3月。
- 5) 近年，木村晴壽氏による研究が発表されている。「戦後の大店規制に関わる立法過程と商調協 いわゆる地元民主主義をめぐって」松本大学地域総合研究所『地域総合研究』第16号，Part 1，2015年11月，「行政指導下のいわゆる地元民主主義 商調協による出店調整の実態」『松本大学研究紀要』第15号，2017年1月。
- 6) 東京商工会議所地域経済部が1993年に発行した『東京商工会議所商業活動調整協議会のあゆみ』はその全容が網羅されている貴重な文献である。他の商工会議所史としては、宮崎商工会議所が1959年に発行した『宮崎商工会議所三十年史』の38～39頁，鹿児島商工会議所70年史刊行委員会編『鹿児島商工会議所七十年史』（同所，1965年）の83頁，敦井代五郎編『新潟商工会議所八十年史』（新潟商工会議所，1979年）の278～280頁，長岡商工会議所が2011年に刊行した『長岡商工人 百年の軌跡』の206および233頁（筆者執筆）には商調協の活動が取り上げられている。『函館商工会議所三十年史』（同所，1956年）や横須賀商工会議所が1959年に発行した『商工銘鑑』，『若松商工会議所：創立から解散まで』（同所，1963年）には商調協の規定や委員名が掲載されている。ジャスコが2000年に刊行した『ジャスコ三十年史』には各地への出店と地域との関係が取り上げられていて（275～283，363～370，477～483頁），有用である。草加市史編さん委員会編『草加市史 通史編 下巻』（草加市，2001年）では同市域はもとより埼玉県の動向も詳述されており（671～678頁，白戸伸一氏執筆），重要な業績といえる。豊中市史編さん委員会編『新修 豊中市史 第8巻 社会経済』（豊中市，2005年）の699～710，720～722頁（廣田誠氏執筆），池田市史編纂委員会編『新修 池田市史 第4巻 現代編』（池田市，2011年）の513～518および694～708頁，標茶町史編さん委員会編『標茶町史 通史編 第三巻』（標茶町役場，2006年）の360～372頁（桑原真人氏執筆），相模原市教育委員会教育局生涯学習部博物館編『相模原市史 現代通史編』（相模原市，2011年）の406～410，445～446頁，同

たとしても概して平板といわざるをえない。こうした研究状況をふまえて、本稿は、調整政策と商業活動調整協議会について1つのケーススタディーを提供するものである。

なお、関係する史実については、特に断らない限り、川越市域に関しては川越市総務部市史編纂室編『川越市史第四巻近代編』(川越市, 1978年), 『川越市史第五巻現代編』(1972年), 『川越市史第五巻現代編』(1981年), 埼玉県行政史編さん室編『埼玉県行政史 第四巻』(埼玉県県政情報資料室, 1988年), および埼玉県編集・発行『新編埼玉県史 通史編7』(1991年), 川越商工会議所や産業界に関しては川越商工会議所記念誌編纂委員会編『川越商工会議所75年史(川越商工経済録)』(川越商工会議所, 1978年), 丸広百貨店に関してはストアーズ社編『丸広の歩み』(丸広百貨店, 1985年), 大久保に関しては大久保竹治『商い街道まっしぐら』(丸広百貨店, 1998年)に依拠している。

## 1. 江戸時代から昭和戦前期にかけての川越地域の商業および中心市街地の変遷

本章の叙述は、特に断らない限り、上記の諸文献とともに、杉村暢二氏の諸業績に拠っている<sup>7)</sup>。

江戸時代の川越藩政下においては、第3代藩主の松平信綱が1638(寛永15)年1月の大火を契機として、川越城の改築(現在の郭町)と周辺一帯の開発を本格的に着手した。川越城西側に東西・南北の道路を建設し、その交差点が「札ノ辻」(現・札の辻)で町屋の中心となった。また、商人町として古くは北町後に喜多町・高沢町(元町2丁目)・本町(元町1丁目)・南町(元町と幸町)・江戸町(大手町)からなる「上五か町」、職人町として鍛冶町(仲町)・鳴町(志義町, 後に仲町)・多賀町(大手町)・上松江町(松江町2丁目)・志多町からなる「下五か町」(それぞれを合わせて「十か町」と称する), 養寿院・行伝寺・妙養寺・蓮馨寺の門前町の「四門前」, 商人町としての性格をもつ「町郷分」さらに「郷分」が形成された。喜多町には米穀商が多く集まり、川越城西側の大手筋の江戸町や本町も賑わいをみせた。なお、「侍町」が「十か町」を東と南から囲む形で広がり、川越城の北側にも広がる形で形成されていたことも付記しておく。

明治期に入ると、埼玉県内初の国立銀行として1878(明治11)年に設立された第八十五国立

<sup>7)</sup>相模原市史 現代テーマ編 軍都・基地そして都市化。(相模原市, 2014年)の「消費と商業をめぐる相模原市の現代史」(ともに菅本健二氏執筆), 静岡県編集・発行『静岡県史 通史編6 近現代二』(1997年)の1,041~1,042頁(金澤史男氏執筆), 浜松市編集・発行『浜松市史 五』(2015年)の180~184, 571~578頁(佐々木崇暉氏執筆)があげられる。このうち、豊中市と相模原市のケースは、産業界のみならず行政や議会および市民との関係を立ち入って叙述されており、有益な成果といえる。

7) 「首都30Km圏内外の6都市の商業機能」日本不動産学会『不動産研究』第19巻第3号, 1977年6月, 「川越市における商業中心の移動」日本地理学会『地理』第32巻第3号, 1987年3月, 「川越の市街地形成と商業中心の移動」帝京大学文学部史学科発行『帝京史学』第10号, 1995年1月。

銀行（現・埼玉りそな銀行）は南町、80年には川越銀行が喜多町で開業している。1889年に高沢町の火災で約120戸が焼け、93年3月には再び大火が発生し、織物商や米穀商が複数立地していた南町・志義町・鍛冶町など約1,300戸余が焼失した。その後の復興で、多くの商家が防火対策として土蔵造りの家屋を建設していった。現在の“蔵造りの町並み”のルーツである。

1900年頃には、札ノ辻から多賀町にかけては買回り品の店舗が増え、鍛冶町には生活用品店や呉服店が多くみられるようになった。札ノ辻を中心として商業・金融の集積が進んだのである。

こうしたなかで、1895（明治28）年3月に地域初の鉄道敷設として川越鉄道の国分寺・川越間が全通し、1906（明治39）年4月には川越電気鉄道の大宮・川越久保町間が開通した<sup>8)</sup>。前者の川越駅は新田町（新富町）、後者の川越久保町駅は現在の三久保町に設置されており、それぞれ中心部からやや離れていたのに留意する必要がある。

大正期から昭和戦前期にかけては、インフラ整備の進展に伴って変化が生じていった。

1914（大正3）年5月1日に、東上鉄道が池袋・田面沢間を開業し、川越町駅（22年12月に川越市と改称）が開設した。続いて6月に高階駅（現・新河岸）ができた。翌15年4月には川越西町駅（現・川越）が開設されている。その後、東上鉄道は1916年10月に坂戸町（現・坂戸）まで延伸しての場駅（現・霞ヶ関）が開設された。1920（大正9）年7月には東武鉄道に合併されて東上線となった（現・東上本線）。その後、23年10月に武州松山（現・東松山）、翌11月に小川町、25年7月に寄居まで延伸するとともに、29年12月には池袋・寄居間全線の電化がされている<sup>9)</sup>。

川越鉄道は1920年6月に武蔵水電に合併された。武蔵水電は、川越電気鉄道が1913年2月に神流川水力電気の買収に伴い改称した。社長は第八十五銀行頭取および川越商業会議所第2代会頭で、後に川越町長などを歴任する綾部利右衛門、専務取締役役に同所副会頭の山崎博之（覚太郎・茶および紙商）が務めた。これに際して、大宮・川越久保町間の路線は川越東線となった。武蔵水電は、川越電気鉄道として1905年から電灯・電力を供給していた川越地域に加えて、所沢・入間川町、松山・小川・寄居町や秩父方面にも供給区域を拡大していった<sup>10)</sup>。

1922（大正11）年6月に、武蔵水電は帝国電灯に買収されたが、帝国電灯が鉄道・軌道部門を分離したため、綾部らがこれを継承して、同年8月に西武鉄道を資本金600万円で設立した。綾部と山崎が同社の取締役、同所常議員の山崎嘉七（菓子商）が監査役に名を連ねた。これに

8) 川越鉄道および川越電気鉄道に関しては、老川慶喜氏が『埼玉鉄道物語 鉄道・地域・経済』（日本経済評論社、2011年）の第6章「川越鉄道の開業と入間地方」で詳細に論じている。

9) 東武鉄道および同社の関連事業については、東武鉄道社史編纂室編『東武鉄道百年史』東武鉄道株式会社、1998年に拠っている。

10) 武蔵水電に関しては、拙稿「地域振興と産業育成」渋沢研究会編『新時代の創造 公益の追求者・渋沢栄一』（山川出版社、1999年）の83～84頁も参照されたい。

伴って、国分寺・川越間は川越線、川越東線は大宮線となった。1927年4月には、川越・高田馬場間の電化が完成し、直通運転が開始されている。

東上線の川越町駅は田町・六軒町、川越西駅は脇田町の位置しており、川越鉄道の川越駅とともに中心部から大きく離れているものの、各沿線ないし周辺地域との利便性が高まることによって、一帯がいわば“副都心”として次第に存在感を増していくこととなったのである。

この間、1922年12月1日に、川越町は南側に隣接する仙波村を合併したうえで、埼玉県内初となる市制施行を果たした。人口は2万6,695人となった。町長の綾部が市長臨時代理に就いた。25年には川越市の人口は3万人を超えた。

昭和戦前期において大きな画期となったのが中央通りの開削である。

川越藩政下での道路整備で、札ノ辻から鍛冶町までの南町通りは直線であったものの、以南の道は東西に折れて直進していなかった。そこで、西武鉄道川越駅から北上して連雀町にある古刹の連馨寺の境内を通過して南町通りに至る全長650m、車道6m・歩道2mの直線道路が計画され、1928年に着手された。商家の移転等に手間取ったため、開通したのは1933（昭和8）年10月であった。これにより、鉄道各駅とのアクセスが容易となり、商店も増加し、集客の中心が南下していった。

この一方で、大正期以降繁栄していた南町・鍛冶町・志義町一帯は衰退を余儀なくされた。また、鍛冶町から連雀町にかけての銀座通りも活況を呈していたものの、次第に中央通りの裏道的存在へと変わっていった。

国鉄川越線（現・JR川越線）の敷設は、長きにわたり川越商工会議所が取り組んできた課題であった。1933年12月に開会した第65回帝国議会で建設案が可決され、35年9月に着工した。川越線の敷設にあたり、東上線川越西町および西武線川越駅を統合して、脇田本町に「川越中央駅」の新設が計画されたものの、各駅周辺の商店街の強い反対のために実現されなかった。このため、川越線は東武東上線に接続することとなった。建設は日中戦争による資材価格の高騰等のために遅延し、1940年7月に大宮・高麗川間がようやく全通するに至った<sup>11)</sup>。川越線の開業に伴い、東上線川越西町駅は川越駅、西武鉄道川越駅は本川越駅と改称した。

## 2. 高度経済成長期の川越地域の発展と商業の変容

1950年代半ば以降の高度経済成長期に入ると、首都圏の急速な成長のなかで、地域の工業化と都市化が進展し、これにより商業の動態が大きく変容していくこととなった。

1955（昭和30）年4月1日に、川越市は、周辺の9ヵ村（高階・霞ヶ関・大東・名細・福原・南古谷・古谷・芳野・山田村）を合併した。人口は10万4,612名となり、旧市と比べてほぼ

11) 国鉄川越線の敷設過程については、前掲『埼玉鉄道物語』268～279頁に詳しい。

倍増した。旧高階村は東上線の新河岸駅、霞ヶ関村は東上線の霞ヶ関駅と川越線の的場・笠幡駅、大東村は西武新宿線（52年3月の高田馬場から新宿への延伸に伴い改称）の南大塚駅、南古谷村は川越線の南古谷駅を有し、川越・川越市・本川越各駅との近接性が高まった。

この合併により、1961年1月に首都圏整備法に基づく市街地開発区域の指定が内定し、翌62年12月に正式決定した。これは、市内大東地区と隣接する狭山市にかかる75万坪を工業および住宅団地を造成するというものであった。「川越・狭山地区工業住宅団地」として分譲され、64年以降、川越市側には日本ハイパックや小松インターナショナル製造など33社、狭山市側には本田技研工業など27社が進出した。また、1970年には名細地区に工業団地の造成が完成した。これらとともに、川越市も合併以前の52年に工場誘致条例を制定しており、川越商工会議所などとともに誘致活動をおこなっていた。

一方、首都圏への人口流入と東上線や西武新宿線の輸送力の増強により、各沿線の宅地開発が進み、東京のベッドタウンとの様相を呈していった。特に霞ヶ関地区の「角栄団地」（1959年に川越市の斡旋で東武鉄道が土地を買収した後、63年に角栄建設に売却・分譲）や東急不動産による「東急団地（ニュータウン）」、埼玉県企業局による霞ヶ関住宅団地、旧市域の月吉町の県営月吉町団地、福原地区の霞町住宅などは大規模であった。また、高階地区などの市西南部の畑作地帯の住宅地化の進展がみられた。

この時期に注目すべきは、複数の私立大学・短期大学および高校が川越市内に進出したことである。1959年に田町に山村女子高等学校（現・山村学園高校）、61年に東洋大学工学部が名細地区の鯨井、63年に南古谷地区今泉に東邦音楽大学附属東邦第二高等学校、65年には今泉に東邦音楽短期大学（現在は東邦音楽大学が立地）、霞ヶ関地区の的場北に国際商科大学（現・東京国際大学）が開設されている。

この間、川越市の人口は順調に増大した。市制施行14年後の1969年に15万7,129人と15万人を超え、73年に20万3,392人となり20万人を突破した。市制施行20年の1975（昭和50）年には22万374人となり、55年と比べて2.1倍に拡大した。特に、新市域で東上線沿線の高階、霞ヶ関、名細地区および西武線沿線の大東地区の増加が顕著であり、福原地区も着実に伸びている。70年前後からは南古谷、山田、古谷地区も増大していった一方で、旧市域の特に従来の中心部一帯では人口減少が見られはじめている<sup>12)</sup>。

川越市周辺の狭山市や入間郡坂戸町（現・坂戸市）、鶴ヶ島町（現・鶴ヶ島市）、日高町（現・日高市）、大井町（現・ふじみ野市）、比企郡川島村（現・川島町）などでも人口増加が続いていた。

東上線川越および川越市駅、西武新宿線本川越駅の乗降客数は増加の一途をたどった。1974（昭和49）年時点での川越市内各駅の1日あたり平均乗降客数の全体比率をみると、東上線川

12) 杉村暢二『都市商業調査法』大明堂、1989年、120～121頁。

越駅が33%，本川越駅が15.5%，川越市駅が13.6%を占めていた。各駅の乗降客吸引力が高まっていたのである。他方，工業団地および住宅地の開発や大学の立地により，東上線新河岸および霞ヶ関駅，西武線南大塚駅の乗降客数も増えていった。74年の比率は新河岸駅が10.1%，霞ヶ関駅が9.7%と国鉄川越駅（6.9%）を上回っていた。南大塚駅も5.7%で国鉄川越駅に迫っていた。川越線南古谷駅は3.7%であったもののその数は増大していた<sup>13)</sup>。

1975年時点での川越市の商圈は，地元圏（地元および流入率30%以上）が川越市および坂戸・鶴ヶ島・日高・川島町，第1次圏（流入率20～30%）が狭山市と入間郡鳩山村（現・鳩山町），第2次圏（流入率10～20%）が入間郡大井・三芳・越生・毛呂山町，第3次圏（流入率5～10%）が東松山・上福岡・富士見市，影響圏が志木市ほか11市町村で，総商圈人口は115万3,712人であった<sup>14)</sup>。このうち，市の西北方向，東上線の川越以北，西武新宿線および川越線の川越以西沿線への拡大は顕著であった。市の南東方向，特に東上線の川越以南も拡大はみられたものの東京との競合も激化していった。

この時期の川越市内外の人口および購買力の拡大に伴い，スーパーマーケット等の大型店の進出が続いた。

埼玉県外の企業では，1959年に丸井川越店が新富町，60年に長崎屋川越店が幸町，67年にイトーヨーカ堂川越店が新富町の本川越駅前（同社の都外初出店），70年に西友ストア川越店が新富町<sup>15)</sup>，埼玉市民生活協同組合が仲町，72年に東武川越ショッピングセンター TOSCA（トスカ）が川越市駅前に出店した。

県内企業では，大久保竹治により1939年に入間郡飯能町（現・飯能市）で創設された衣料品卸・小売業の丸木商店が51年に仲町へ進出した。その後の事業展開は後述する。また，67年に浦和市（現・さいたま市浦和区）に本拠を構える尾張屋（後にニチイに転換）が連雀町，69年には蕨市に本拠がある丸悦ストア（現・マルエツ）が尾張屋内に出店している。

当該期に関して特筆すべきは，本川越駅が立地し川越駅の近傍である新富町に大型店の進出ないし移転が相次ぎ，新たな商業集積が確立されていったことである。

丸木商店は，1956年に丸広百貨店に社名を変更し，64年には新富町で新店舗を開店した。

その後，長崎屋が1961年に新富町へ移り，71年には同町内で移転した。尾張屋は69年に新富町へ移った。なお，丸井川越店は1973年に川越駅前の脇田町へ移転している（現・川越モディ）。

それまでの新富町は，大久保竹治が述懐しているように，「まだ一部に畑が残っていたし，民家もバラバラある程度（中略）商店は煙草屋，荒物屋，寝具店などが数軒あるだけで，ビル

13) 川越商工会議所発行『川越商業の概況』1975年9月，5頁。川越市立中央図書館所蔵。

14) 同上書，7～10頁。

15) その後1980年4月に閉店し，82年5月には家具専門店「DOMO 川越店」を開店したが，85年に閉店した（由井常彦編『セゾンの歴史 下巻』リプロポート，1991年，157頁，セゾングループ史編纂委員会編『セゾンの歴史 年表・資料集』リプロポート，1991年，508，513頁）。

は一軒もなかった」<sup>16)</sup> 状態であったが、丸広百貨店の出店が大きな契機となって、新富町商店街および丸広百貨店から川越駅にかけてのサンロード（現在はクリアモール）は、一躍川越の“中心市街地”となったのである。1970年代半ばにおける新富町一帯の日曜・休日の歩行者数は6万人を超え、熊本・浜松・長野・姫路市などの40～50万都市に匹敵するものであった<sup>17)</sup>。これは、川越市内はもとより、東上線、西武新宿線、川越線沿線からの少なからぬ入り込みがあったことに他ならない。川越および本川越駅の“後背地”としての優位性を遺憾なく発揮していたのである。

この一方で、従来の中心地であった中央通りや札の辻から幸町・仲町にかけての一番街通りおよび銀座通りのポジションは低下するところとなり、これらの活性化が大きな課題となった。

### 3. 第2次百貨店法制定と丸広百貨店の事業展開および商業活動調整協議会

戦後復興期以降、百貨店の経営が再建され、さらに事業の拡大が進むとともに百貨店間の競争が激化するなかで、中小小売業者や卸売業者の収益が圧迫されることとなった。そこで、1956（昭和31）年5月23日に「（第2次）百貨店法」が制定された（法律第116号、同年6月16日施行）<sup>18)</sup>。

同法は、その目的として、「百貨店業の事業活動を調整することにより、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達を図り、もって国民経済の健全な進展に資すること」（第1条）を掲げている。

同法の要諦としては、百貨店の開業や支店等の設置および売場面積の拡張などは通商産業大臣（以下、適宜「通産大臣」と略する）の許可を受けなければならず（第3・6条）、また、閉店時刻および休業日も定められた（第8条および「百貨店法施行令」56年6月4日制定、同月16日施行・政令168）ことをまず指摘する必要がある。

通産大臣は、許可の決定にあたり学識経験者からなる百貨店審議会へ諮問しなければならなかった（第5条第2項）。同審議会は、会長の工藤昭四郎（東京都民銀行頭取）のほか、メディア関係者・元官僚・大学教授および消費者団体関係者の6名から構成された。

同審議会は、店舗予定地の商工会議所、並びに通商産業省令が定めるところにより申出をした利害関係のある者またはその団体および参考人の意見を聴かなければならなかった（第5条第3項）。これにおいて、日本商工会議所会頭宛てで通商産業省企業局長通牒「商工会議所の

16) 前掲『商い街道まっしぐら』109頁。

17) 杉村暢二「都市再開発の現状と問題点」（田辺健一・高野史男・二神弘編著『都市再開発』古今書院、1977年）36頁。

18) 第2次百貨店法に関しては、前掲『通商産業政策史 第7巻 第 期 自立基盤確立期（3）』130～142頁に拠っている。

商業活動調整協議会の運用について」が56年6月7日に出され、商工会議所に商業活動調整協議会を設置して諮ることがより適切とされた。また、利害関係者からの意見聴取方法は、同月8日に制定、16日に施行された「百貨店法施行規則」（通産省令31）に定められた。

店舗の基準は床面積の合計が1,500㎡（東京都特別区および地方自治法で定められた6大都市は3,000㎡）以上であった（第2条）。規制対象は1937年に制定された「第1次百貨店法」（47年廃止）では建物単位（「建物主義」）であったが、第2次法では企業単位となった（「企業主義」）。

渡辺達朗氏が指摘しているように、第2次百貨店法の特徴は、企業主義および許可制と地元重視（商業活動調整協議会の意見重視）である<sup>19)</sup>。本稿の興味・関心にそくしていうと、商業活動調整協議会には学識経験者のみならず、地元の中小小売および卸売業者や百貨店もメンバーとして加わるところとなり、出店を希望する百貨店と地元関係者とが一堂に会して調整をおこなうことを旨として、地域の意向を十分に反映させる組織として位置づけられたのであり、重要な史実といえる。「地元民主主義」と称されたのも頷ける。

ところで、鈴木安昭氏が「東京商工会議所における商業活動調整協議会の創始」（青山学院大学経営学会・青山学院大学経営研究所『青山経営論集』第15巻第2・3合併号、1980年11月）を発表したが、大いに注目に値する業績である。鈴木氏は、東京商工会議所が独自に1955（昭和30）年に設置した商業活動調整協議会の創設のプロセスと当時の国鉄新宿駅へのターミナルデパートの建設計画と地元関係者との調整の実態に関して、同所の内部史料を用いて詳細に論じている。東京商工会議所があくまでも自主的に設置した商業活動調整協議会が小売業者間の話し合いを促進することで競争を調整する役割を果し、さらに、これが第2次百貨店法に組み込まれて、地方の事情を公正適切に反映しえる機関として公共政策の一翼を担うこととなった意義と東京商工会議所の先駆性を強調しているが、正鵠を得た見解といえる<sup>20)</sup>。

川越商工会議所は、1964（昭和39）年に商業活動調整協議会を初めて設置した。これは、前述した丸広百貨店が正式に百貨店へ業態変更するに伴うものであった。

以下では、同社の事業展開と大久保竹治の企業者活動について叙述していきたい。

大久保竹治は、1916（大正5）年1月5日に飯能町落合で斧三郎・婦じの次男として生まれた。大久保家は農業と製茶業を営んでいた。

大久保は、少年期に池袋の百貨店を訪れた経験から実業を志し、1927年に私立飯能実業学校商業実践科（現・聖望学園高等学校）に進んだ。32年に同校を卒業後に、八王子市八日町の洋品・呉服の卸小売商の丸木洋品店に入り実務経験を積んだ。一時海軍に入営した後、独立起業の意を強くし、1939（昭和14）年10月に飯能町原町で衣料品卸・小売業の「丸木衣料品店」を

19) 前掲『流通政策入門（第4版）市場・政府・社会』164頁。

20) 鈴木氏は、同論文の末尾で「今日の全国の商調協が多くの問題に直面しているからといってその持つ意義まで否定さるべきではないと思われる」と言及しているが、筆者も同感である。

開業した。その直後に小型乗用車のダットサンを入手し、県内外での仕入れに奔走したという。

1945年に海軍に召集されたが終戦直後に復員できた。統制経済下とその解除後も続いた物資不足のために経営は苦労が絶えなかったが、48年には店舗裏の倉庫を取り壊して新店舗の建設に着手している。

1949（昭和24）年5月23日に、資本金70万円をもって法人化を果たし、株式会社丸木となった。翌6月には2階建て・380㎡の洋館の新店舗が完成し、「丸木総合衣料品店」と称した。

この直後から、大久保は、川越、大宮、所沢、東松山への進出を企図し始めた。50年に入ると川越に照準を定め、土地買収を開始した。まさに徒手空拳であったため順調に進まなかったものの、鍛冶町919番地（現・仲町）で「山吉百貨店」として呉服・洋服の販売を手がけていた渡辺吉右衛門から用地提供を受けることができた<sup>21)</sup>。そして、51年10月15日に川越店を開店した。2階建てで総面積1,023㎡・売場面積580㎡であった。

川越店の業績は開店以来順調に推移したため、大久保は多店舗化にふみきり、1953年10月に大宮店、54年7月に東松山出張所を開店した。このうち、大宮店は大宮駅東口の銀座通りに出店し<sup>22)</sup>、鉄筋コンクリート4階建てで総面積688㎡・売場面積485㎡であった。

1956（昭和31）年11月7日に、「株式会社丸広百貨店」に社名変更した。資本金を250万円と増資した。前述のとおり、同年は第2次百貨店法が制定された年であり、同法が規定する規模を有する本格的な百貨店の出店を大久保は想定していたといえる。

これ以降、大久保は従来の戦略を転換し、既存店舗の大規模化を推進していった。1958年8月に東松山店を移転、新たに開店した。売場面積は276㎡で従来の1.4倍となった。61年3月には飯能店を西武池袋線飯能駅前へ移転、新設した。地上5階・地下1階建てで総面積1,650㎡・売場面積1,078㎡であった。この当時飯能駅は中心部から離れていたが、将来性を見越したのである。飯能店は、その後の百貨店化のモデルとなった。

続いて、大久保は、川越店の移転計画の策定に着手した。新店舗は従来の6倍近くとなる6,000㎡規模を想定した。大久保は1962年春にセスナ機をチャーターして川越市中心部上空を旋回するなど調査を重ねた結果、新富町の将来性を予見して、仲町からの移転を決断した。翌63年には総面積8,000㎡・売場面積6,000㎡との計画をまとめた。土地買収を進めるとともに、同年5月に本店を川越へ移転し、10月に資本金を1,000万円に増資している。

当然のことながら、丸広の移転計画は、川越市域のみならず埼玉県内でも空前かつ絶後の規

21) 渡辺吉右衛門は川越地域を代表する呉服・太物・荒物商で、川越渡辺銀行頭取や渡辺証券社長なども務めた（関口兒玉之輔編輯『埼玉県紳士録』埼玉県人会、1938年、177頁）。渡辺は1929年に川越商工会議所常議員となり、41年から48年まで第4代会頭を歴任した（43年から46年は埼玉県商工経済会評議員・川越支部長）。その後59年まで顧問を務めた。

22) これ以降の大宮駅東口の状況については、拙稿「駅前開発と再整備」（さいたま市発行『さいたま市史 鉄道編 鉄道で語るさいたまの歴史』2017年）184～185頁。

模であったため、仲町および新富町内はもとより地域商業界の関係者からは懸念の声が上がった。これに対して、大久保は地域との共存共栄とのスタンスを明確に掲げ、「誠意と根気」を以て関係者と粘り強く交渉を重ね、次第に理解が広がっていった。これにおいては、川越店開店の翌52年3月に丸木取締役（同年4月に専務に昇格）川越店長の柳内貞雄が川越商工会議所議員に就任するなど、地域との良好な関係を構築かつ堅持していたことが奏功したといえる。

1964年6月5日に、丸広百貨店は百貨店営業許可申請書を通商産業大臣に提出している。

ところで、川越商工会議所が設置した商業活動調整協議会は、同会設置規約によると、「商業活動の公正と安定を保持するため必要な調整を行なうことにより、商業の振興に寄与することを目的」（第2条）とし、同会議所会頭による諮問または付託事項を協議・決定するとされた（第3条）。具体的には以下の7点が掲げられた<sup>23)</sup>。

1. 商業活動の調整に関し、行政庁又は百貨店審議会に対する意見又は要望に関すること。
2. 百貨店と納入業者間の取引の正常化に関する事項の調整を図ること。
3. 百貨店と一般小売業者間の商業活動における事項の調整を図ること。
4. 購買会、生活協同組合等と商業者間における事項の調整を図ること。
5. 卸売業者と製造業者、卸売業者と小売業者間との一般的取引条件の正常化に関する事項の調整を図ること。
6. 商業に関する消費者その他の苦情に関する事項について必要な調整を行なうこと。
7. その他協議会の目的を達成するため必要な事項に関すること。

百貨店の新規出店に伴う地元小売業者との調整のみならず、流通に関わる各主体間の取引における公正および安定の保持のための調整を広くおこなうことが定められたのである。

委員として卸売業者2名、小売業者4名、消費者3名、学識経験者3名、同会議所議員4名の16名が選任、構成され、さらに、参与として3名（東京通商産業局商工部長・埼玉県商工部長・川越市民生経済部長）が加わっている<sup>24)</sup>。

『川越商工会議所関係文書』には、同上の商業活動調整協議会での協議内容に関する文書は残されていない。この経過について、『丸広の歩み』には、当時の報道を引用して、「東京都内のデパート資本が川越に侵入したのなら市内商店は挙って反対し、反デパートの運動は高まったはずであるが、丸広の場合は市内の既存商店が規模を大きくして移転したものであり、同店首脳が従来から近隣のよしみを重んじ、市内商店に対して敵意を抱かせぬ方針をとっており、また、同デパートの出現による中小商店の打撃もあるが、同時に客引きによる利益、その他周

23) 「丸広百貨店増築申請書類（商調協用）」『川越商工会議所関係文書 戦後編』39378～39388所収。川越市立博物館所蔵。

24) 同上文書。

辺地帯の殷賑化も期待され、終局的には（全員）賛成意見にまとまった」（83頁）とある。概ね好意的に受け止められたとみてよい。これが踏まえられたうえで、9月28日に通商産業大臣から営業許可が出されるに至った。

ついに、1964年10月8日に新富町2丁目に新店舗が開設された。鉄筋コンクリート建て地上5階・地下1階・塔屋2階で、総面積8,227㎡・店舗面積5,718㎡であった。

新富町の新店は好評を博し、同年の川越店の売上高は、9月20日まで営業した仲町の旧店舗を含めて6億7,500万円にのぼった。全体では16億4,600万円で、前年比54%増となった。

川越店の成功をふまえて、1965年には5月に資本金を3,000万円に増資したうえで、6月から飯能店の拡大に着手した。具体的には、地上5階・地下1階建てで売場面積を従来の2.4倍の2,600㎡とする計画となった。同年10月11日に営業許可申請を提出した。その規模は第2次百貨店法に抵触するため、飯能商工会議所が設置した商業活動調整協議会に意見が求められた。同申請は10月29日に早くも許可された。そのプロセスは明らかではないが、西武線飯能駅および東飯能駅の乗降客数が増加していたこととともに地元購買吸収率が高かったこと、69年に西武秩父線の開通が予定されていたこと、さらに大久保の出身地で第1号店を出店するなど地域との関係が深かったことも追い風となったと考えられる。同年11月に3階まで、翌66年6月に4・5階が完成した。飯能店の同年の売上高は9億円を突破し、全体では前年比31%増の34億8,700万円となった。

大久保は、続いて、川越店の増築を構想していった。この背景としては、新富町に進出した64年と66年とで比べて人口が1万4千人以上増加し、市内商業の年間販売高は275億5,992万円が1.6倍の441億4,934万円となり<sup>25)</sup>、近接する東武および国鉄川越駅や西武本川越駅の乗降客数も急ピッチで増加していた一方で、前述のとおり長崎屋の新富町への移転やイトーヨーカ堂川越店開店など大型店の増強が相次いで競争が激化していたことがあげられる。

大久保は、売場面積を従来の3倍の1万5,000㎡とすることを決めた。1967年12月5日に、通商産業大臣へ店舗床面積増加許可申請を提出した。同申請書には、その理由を次のように述べている<sup>26)</sup>。

当社（丸広百貨店：引用者）も昭和38年計画の現店舗面積を以つてしては如何しても狭隘で商品構成、保安対策等不十分な点が多大であり顧客の不満が多く地方百貨店の意をつくせないのに至急増築、売場面積の増大を計り顧客一般消費者への奉仕の充実通路拡張保安整備をなし日進月歩の新商品の紹介陳列等顧客奉仕の万全を期す考えであります。

当川越市に於ての小売業界も時代の進展と共に各商店街の近代化は大型スーパー店の進出

25) 前掲『川越商業の概況』13頁。

26) 「昭和四十二年度商業活動調整協議会関係綴」『川越商工会議所関係文書 戦後編』39389～39404所収。

と共に急速な進歩を遂げ、今までの立遅れを完全に脱皮して発展の一端を辿りつゝありますことは非常に喜ばしいことであります。当社も尚一層地元商工業者と手をたずさえ、共存、共栄の実を挙げ商都川越の発展に寄与したく願うものであります。

同申請は、商業活動調整協議会を経て、翌68年2月27日に通商産業大臣から許可された。

これを受けて、68年3月20日に、大久保をトップとして幹部役職員12名からなる本店増築開設準備委員会が立ち上げられた。全社をあげて精力的かつ時には慎重に準備を進めた結果、同年10月8日に増築開店を果たした。鉄筋コンクリート建てで地上6階・地下1階・塔屋4階、総面積2万403㎡・売場面積15,220㎡で、北関東で最大規模の建築物となり、東京を除く関東以北の百貨店では丸井今井本店（札幌市）に次ぐものであった。開業にあたり大久保は抱負を語っているが、そのなかで地域の顧客や関係者との連携を強調している。以下のその一部を示しておきたい<sup>27)</sup>。

わが社の方針は市民の皆さんの生活が、われわれのお手伝いで少しでもレベルアップすることでした。従って会社の利益よりもお客様の利益を第一に営業活動を展開いたしました。このことが市民の皆さまの多大な支持を受け、店の発展・向上に大きなプラスとなりました。特に川越本店を今日の姿にするため土地の確保に努めたわけですが、その際にも関係者の皆様がわれわれの使命、その意図するところをよく理解して下さい、増築することに絶対の自信と経営に対する確信を持ちました。

川越市の発展のためには、丸広だけでなく市内の全商店街と一致努力することだと考えます。そのためにわれわれはどんな協力、努力を惜しまない覚悟です。商店街全体の発展が街の発展となり、ひいては消費生活の向上につながっているわけですし、目前に予想される二十万都市への脱皮と、それにふさわしい近代都市づくりへの貢献と信じております。

その後、丸広百貨店は、69年4月に総合割賦販売の承認を申請しているが、商業活動調整協議会での協議と関係者の意見聴取の結果、「川越市における小売業者の販売活動について著しく支障を及ぼすことなく」、「相互信頼と共存共栄のもとに商圈の拡大と消費者の利便のうえからも、異議なく賛成」との意見を東京通産局長へ提出したことを付記しておく<sup>28)</sup>。

1970（昭和45）年には、10月に東松山店を材木町一番街から局前通り（現・まるひろ通り）へ移転し、鉄筋コンクリート建てで地上4階・地下1階・塔屋1階、総面積6,372㎡・売場面積4,859㎡と一気に拡大させた。翌11月に飯能店の増築が完成し、鉄筋コンクリート建てで地上8階・地下1階、総面積1万㎡・売場面積7,866㎡と3倍の拡張であった。両店の増床は、

27) 前掲『丸広の歩み』99～100頁。

28) 注26と同じ。

地元関係者のこれ以上の大型店の進出を防遏したいとの意向を踏まえて進められた。

同年の売上高は103億6,400万円となり、丸木設立以来21年にして初めて100億円を超えた。一方で、東京・池袋の百貨店等の規模の拡大が相次ぎ（69年の西武百貨店池袋店8期増築新装開店および池袋パルコの開店、71年の東武百貨店池袋店の新館開店など）、競争の激化に直面していた。これに対して、大久保は同年11月に伊勢丹（現・三越伊勢丹）を中心とする共同仕入機構の「十一店会」（後のADO）への加盟を決め、マーチャンダイジング能力の強化を図るとともに、川越店のさらなる拡張を計画していったのである。これにおいては、同年に川越市の人口が17万人を突破し、将来に向けて25万人構想が打ち出されており、地域内外の人口および商圈の継続的な増大を大久保が予見していたことを指摘しておきたい。

1971（昭和46）年10月に、大久保は、従来の売場面積を倍増させる3万 $m^2$ への拡張計画を表明した。増築に加えて既存売場も大規模に改装し、海外ブランドの高級品から買回り品さらに食料品を含む一般品までの品揃えを拡充させるとともに、住宅・インテリアやレジャー関連の商品やサービスにも注力し、商品・文化催事などのイベントも大型化させるというものであった。

この当時、流通業界では「東京近郊では大型店は育たない」との認識が一般的であったが、川越店の増床計画は「都心百貨店との格差解消」との明確なコンセプトが掲げられた。地方百貨店では天満屋岡山店の2万6,000 $m^2$ 、岩田屋本店の2万5,000 $m^2$ が最大級で、3万 $m^2$ 化には動揺が走ったが、大久保は「攻撃は最大の防衛」と社内外の関係者を鼓舞して事業を主導した。

1972（昭和47）年8月19日に通商産業大臣に提出された店舗床面積増加申請の書類にも、「当社は百貨店経営の社会的使命を考え、地元商店街と相提携しつゝ発達すべきであると考えております。より近代化した店舗設備、商品陳列、売場環境作りによって、従来都心へ流出していた地元消費者を食止め（中略）地元商店街の繁栄に好影響を与えるものと確信」<sup>29)</sup>とその姿勢が強調されている。

同年9月14日に、川越商工会議所は、大久保に増築計画についての説明を求める会合を開催した。同所側の参加者は、会頭の原次郎、商業活動調整協議会会長の岡村一郎（川越市立図書館長）、小売業代表の土金富之助（川越商店街連合会長）、同所代表の石井正典（専務理事）、同所事務局長の植木長造であった。もとより、土金と石井は商業活動調整協議会の委員である。

大久保が計画についての詳細を説明したうえで、質疑応答となった。参加者からは増築による防災や交通に対する対策や今後についての質問が出された。大久保は次のように回答している<sup>30)</sup>。

防災については最重点的に考え、火災等はあつてはなりませんが、他の例を見ますと煙に

29) 「大規模小売店舗届出書」『川越商工会議所関係文書 戦後編：39405～39429所収。

30) 「意見経過記録」『川越商工会議所関係文書 戦後編：39418。

まき込まれる被害が多いので、排煙装置に力を入れました。

(中略)

駐車場については十分配慮し約800台以上を収容する設置を用意しております。

(中略)

現在は顧客へのサービスと内部の充実に重点を置き「新しく生まれ変わる“まるひろ”のシンボルマーク」を考えており、更に5つのサービス目標をもつて奉仕させて頂く考えです。

これをふまえて、川越商工会議所として増築計画を了承することを決した。そして、同日付で百貨店審議会会長に対して申請どおりの許可を希望する旨の答申を発している。

同年9月27日に新規開店を果たした。鉄骨鉄筋コンクリート建てで地上6階・地下2階・塔屋5階、売場面積は新たに1万6,806.41㎡を増床して3万272.81㎡、総面積は4万2,095.24㎡となった。当時の地方百貨店の売場面積では一躍最大規模となった。また、エレベータが8基、エスカレーターが18基に増設され、駐車場として平面駐車1,000台分を設えた。

増築完成に際し、大久保は、以下のような談話を発表している。主要部分を引用したい<sup>31)</sup>。

私どもの最終的な目標は、川越本店を中心とした「まるひろ・ショッピングタウン」作りであります。(中略) 買物からレジャー、さらには文化まであらゆる市民の要求にこたえていきたい。

これは何年かかるかわかりませんが、地元商店街と相携えて必ず完成させるつもりです。幸い創業以来の「地元との共存共栄」が理解され、県、市、あるいは地域商店街からもモロ手の賛同を受けていることで大いに意を強くしています。

地域の商店街は、川越店の大規模化を評価し、これによる誘客の中核としての役割の向上および街区店舗への買い物客の広がりを期待していたとみることができる。

1972年の丸広百貨店の売上高は160億3,600万円に達し、前年比26.7%の増収となった(川越店は107億4,000万円)。同年度の商業統計によると、川越市の年間小売販売額に占める丸広百貨店の比率は25%に達し<sup>32)</sup>、その存在はますます大きいものとなったのである。

#### 4. 大規模小売店舗法の制定と川越地域および埼玉県の動向

1960年代後半以降、スーパーの多店舗化が急速に進展する一方で、第2次百貨店法ではその出店を規制することはできなかった。同法では店舗面積1,500㎡以上の物品販売業を百貨店業

31) 前掲『丸広の歩み』133頁。

32) 前掲「首都30Km圏内外の6都市の商業機能」42頁。

として規制対象としているものの、それ未満の小売業は規制されなかった。スーパーのなかには、基準未満で出店する、あるいは1つの建物を複数の法人が分割して営業するなどにより（「疑似百貨店問題」<sup>33)</sup>、同法の適用を免れるものが続出し、各地の中小商業者はもとより百貨店からも批判が高まった。

スーパー等の百貨店以外の大型店や資本の自由化に伴う外国企業の参入ないし進出に規制をかけるべく、1973（昭和48）年9月14日に「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（「大規模小売店舗法」ないし「大店法」）が可決・成立し、10月1日に法律第109号として公布された。施行は74年3月1日で、これと同時に第2次百貨店法は廃止された<sup>34)</sup>。

大規模小売店舗法は、その目的として、「消費者の利益の保護に配慮しつつ、大規模小売店舗における事業活動を調整することにより、その周辺の中小小売業の事業機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資すること」（第1条）を掲げている。

同法のポイントとしては、規制対象の大規模小売店舗を店舗面積1,500m<sup>2</sup>以上（東京都特別区および地方自治法で定められた6大都市は3,000m<sup>2</sup>）と明確に規定したこと（第2・3条、いわゆる「建物主義」）、調整方法として建物設置者および入居する小売業者が所在地・開店日・店舗面積等を通産大臣に届出をおこなうこと、届出に対して通産大臣は店舗周辺人口の規模や推移、中小小売業の近代化の見通し、他の大規模小売店舗の配置や当該他の大規模店における小売業の現状等の事情を考慮して、大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうかを審査すること（「事前審査付き届出制」）、通産大臣は大規模小売店舗が中小小売業に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、大規模小売店審議会の意見をきいて、開店日の繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきことを勧告することができ、大規模小売店舗審議会を置かない都道府県知事は大規模店が所在する地域の商工会議所又は商工会、消費者又はその団体、小売業者又はその団体、その他通産省令で定めるところにより申出をしたものの意見をきかなければならないこと（第5・6・7条）があげられる。

また、大規模小売店舗は、開店日までに閉店時間および休業日数を通産大臣に届け出なければならなかった（第9条）。なお、74年2月27日に制定、同年3月1日に施行された「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則」（通商産業省令17）では、閉店時間は午後6時、休業日数は毎月4日と定めている。

大規模小売店舗審議会は、「大規模小売店舗審議会令」（74年2月27日制定・政令41）により

33) 前掲『通商産業政策史 第11巻 第 期 高度成長期（4）』420～425頁。

34) 大規模小売店舗法に関しては、前掲『通商産業政策史 第13巻 第 期 多様化時代（2）』504～513、516～519頁、および前掲『通商産業政策史 1980 2000 第4巻 商務流通政策』37～43頁に拠っている。

設置され、大店法による事項および通産大臣から諮問された大規模店の小売業の事業活動の調整に関する事項を調査および審議する役割を担うこととなった。

通産大臣は、届出を受けた開店日・店舗面積・閉店時刻・休業日数・主として販売する物品の種類を店舗所在地の商工会議所又は商工会に通知するものとしている（大店法第15条・同法施行規則第13条）。商工会議所や商工会は、その意見を決定するにあたって、商業活動調整協議会を設置して諮ることが適当であると、通産省産業政策局長通達「商業活動調整協議会の運用について」（74年2月28日・49産局第123号）により指導がなされた。同協議会の委員は、商業者・消費者・学識経験者の代表者から相互均衡に配慮しての選定、運営そして意見の取りまとめも指示された。

商業活動調整協議会は、法律的に認められたものではないものの、大規模小売店舗法のもとにおいても、第2次百貨店法下と同様に、大規模店進出に対する意向ないし意見の集約を担うこととなった。「地元重視」ないし「地元民主主義」とのあり方および調整方法が継続されたのである。

大規模小売店舗法の運用においては、同法第3条に基づき建物設置者が届出をおこなうと（「3条届出」）、通産大臣は通産省令の定めによりその建物における小売業の事業活動について調整がおこなわれることがある旨の公示をしなければならず、この公示後に商業活動調整協議会での調整がおこなわれることもあった（「事前商調協」）。これは周辺の中小小売業をはじめとする関係者が対応準備にあたることも想定されていた。この段階を経て、同法第5条に基づき小売業者が届出をおこない（「5条届出」）、商業活動調整協議会での調整がおこなう（「正式商調協」）との手続きが取られていたことも認識しておく必要がある。

さて、1974（昭和49）年6月17日に、川越商工会議所は商業活動調整協議会を改めて設置した。同協議会の「設置規則」によると、その目的を「商業活動の振興に寄与すること」（第2条）とし、事業としては「大型小売業者と一般小売業者間の商業活動の調整に関し、大規模小売店舗審議会又は行政庁に対する意見を審議決定すること」、「大型小売業者と一般小売業者間の商業活動における問題の一般的調整を図ること」および「その他商調協の目的を達成するため必要な事項」（第3条）が掲げられた<sup>35)</sup>。先述した第2次百貨店法下のそれと比較すると、大規模小売店舗と地元小売業者との調整に絞られていることが見てとれる。

同協議会の委員は17名以内とした（第4条）。その構成は、商業者が8名（小売業者4名・大型小売業者2名・卸売業者2名）、消費者が4名、学識経験者が5名（学識者3名・商工会議所役員2名）であった。会長および副会長は、学識経験者のなかから会議所会頭が委嘱するとした（第7条）。

同協議会には参与を若干名置くことができ（第8条）、通商産業省東京通商産業局商工部長

---

35) 『川越商工会議所関係文書 戦後編』39629。

・埼玉県商工部長・川越市経済部長の3名が会頭から委嘱されている。

会長には、岡村一郎が就任した。

ところで、大規模小売店舗法施行以降も、特にスーパーの地方都市への出店意欲が旺盛であったことに加えて、大規模小売店舗進出に伴う中小小売業者への影響度、開店日・店舗面積・閉店時刻・休業日数といった出店への調整、事業の変更勧告および変更命令などに関する様々な基準が同法には明確に示されておらず、個別での調整となったこと、調整の成否は実質的に地元商工会議所または商工会が設置する商業活動調整協議会に委ねられたこと（もとより法的裏付けがない）、および大型店の出店に様々な条件を課せるとしてもそれ自体を阻止することは難しいことなどから、進出を企てる大型店と地元小売業者との間の対立ないし混乱が全国で表面化した。

1976年3月に埼玉県商工部が刊行した『大型店対策指導の手引』によると<sup>36)</sup>、調整ないし規制強化を求める側（主に中小小売業者）からは、次のような見解が出されていた（同書3～4頁）。

中小小売業者の多くは、資本力にものをいわせて、しゃにむに進出競争を続けている大型店の影響をものに受け、経営不安の増大はもとより経営の維持さえも脅かされている。秩序ある商業の発展を図るためには、出店は許可制にすべきである。

望ましい都市商業施設機能を形成するためには、都市計画の規制により計画的な街づくりができるよう、出店は許可制にすべきである。

都市計画で定めた商業地域以外への出店は、大幅に規制すべきである。特に、都市計画上好ましくないところへは出店できないようにすべきである。

中小小売業者の事業機会を確保し、社会不安の発生をふせぐためには、時限的に大幅な規制を加え、中小小売業者の発展の基盤をつくり立直れる機会を与えるべきである。

調整対象の基準面積は全国一律であるが、これを商業地の性格別に定め、中型店も規制の対象にすべきである。

近隣商業地に進出する近隣型ミニスーパーは、近隣性を切り札とする中小小売業者に壊滅的なダメージを与えるから、これの規制はより厳しくすべきである。

大規模小売店舗の規制は個別規制ではなく、総量で規制すべきである。

多くの都市で既存店舗が多すぎ過当競争となり、消費者は過保護になっているが、このような状態の中でさらに大型店が進出することは、小売業にとっても消費者にとっても好ましくない。今の規制では甘い。

大規模小売店舗の寡占化がすすみ管理価格体制がとられると、消費者利益が損なわれる

---

36) 埼玉県立熊谷図書館所蔵。

懸念があるから、これの規制は厳しくすべきである。

建物面積の大きさだけでなく、企業活動全体を調整の対象に組み入れるべきである。特に、中小企業対策として打ち出されているチェーン化によるコンビニエンス・ストア政策を大企業が先取りしているが、この分野への進出は厳しく規制すべきである。

さらに、中小小売業者からは県による条例の制定や強力な行政指導、調整基準の明確化、基準未満の中型店の規制などの要望が出されている。

一方で、調整ないし規制緩和を求める立場（主に大型店）からは、以下のような意見が出されていた（同書4頁）。

規制の強化は、本店法の目的である消費者利益の精神に反するばかりでなく、地域の小売商業の近代化にとっても障害となり、ひいては国民経済の健全な発展を阻害し、国民生活の充実をさまたげることになる。

有効競争の制限は、消費者利益を損うだけでなく、国際化時代への対応に足かせとなる。

規制を強化すると流通の近代化が遅れ、長い目で見ると中小小売店が育たなくなる。

規制の対象外である基準面積未満の店舗を、法律の附帯決議に基づいて調整するのは行き過ぎである。

調整の結果は大規模小売店舗に厳しく、消費者の利益はないがしろにされている。

他方、一般消費者は、地元小売店への愛着ないし親和性はあるものの、第1次石油ショックに伴う諸物価の急騰による低価格志向も強めており、事態は複雑な様相を呈していた。

前後するが、埼玉県は、1975年に「大型店対策指導事業要綱」を制定し、同年6月1日から事業が実施された。その目的として、消費者の利益を確保するとともに県内中小小売商業の秩序ある健全な発展を図ることが明示されている。大規模小売店舗法の趣旨がふまえられていることがみてとれる。当該事業における大型店には本店法の適用を受けない売場面積1,500㎡未満のものも含まれている。具体的な事業内容としては、大型店に関する情報の収集と提供、大型店対策指導マニュアルの作成、大型店対策指導、消費者に愛される商店づくりとしてのモデル商店の育成指導、大型店に関する調査研究、その他対策事業の推進に必要な事項が掲げられている。翌76年3月には、中小小売業者の対処法を示したマニュアルとして、先述した『大型店対策指導の手引』を発行している<sup>37)</sup>。

さらに、埼玉県は、1976年5月に「埼玉県大規模小売店舗出店対策要綱」を策定している<sup>38)</sup>。具体的には、出店情報把握のために県・市町村・商工会議所・商工会に情報連絡員を配置、

37) 先に掲げた要綱と6点の事業内容は、同書の180～181頁に掲載されている。

38) 前掲『草加市史 通史編 下巻』675～676頁。

県は関係機関へ情報提供・助言、大型店出店対策連絡会議の設置、大規模小売店舗法の対象外である売場面積300㎡以上1,500㎡未満の「中型店」にも適用、中型店にも商業活動調整協議会に基づき斡旋・調停・勧告を実施などであった。加えて、同年10月には、商工会議所または商工会が商業活動調整協議会に先立ち大型店出店の影響等を協議・検討できるよう配慮すること（事前協議制）が追加されている。中型店も含めて出店情報の把握と諸問題解決に向けての調整に取り組む姿勢と仕組みを明確なものとした。

他県でも大型店対策の要綱が制定されていたが、埼玉県の要綱が特徴的なのは、大規模小売店舗法第3条に基づく届出は地元（商店街）との調整がつかない限り受理しないとの方針を確立していること、所管する県商工部（中小企業総合指導所）が『大型店情報』を季刊で発行するなど積極的に情報公開をおこない、市町村および商工会議所や商工会との連携を深めたこと、関係機関で共有された情報は届出済のものにとどまらず出店表明や出店の噂があるものなど多岐にわたっていたことなどである<sup>39)</sup>。

先述した『大型店対策指導の手引』のなかで注目すべきは、県内外の商業活動調整協議会の動向について、次のように6つに類型化していることである（同書172～176頁）。

#### 通常のパターン（行政指導に準拠）

通常のパターンに加えて、困難な問題を処理する時は学識経験者委員による小委員会を設置

の小委員会を強化したパターンで、学識経験者や各界代表者による大型店対策協議会を設置

小売業者代表者よりなる大型店対策協議会を設置、大型店舗設置者（またはキーテナント）と折衝しつつ小売商側の意見をまとめ、商調協の商業者委員はこれをもとに商調協で協議

に消費者団体との関わりを付加、商調協以外の場で商店街連合会または商店会代表者と消費者団体両グループが話し合いを実施

非常に困難な問題のパターンで、商業者側と大型店および消費者側が届出事項の調整について対立、双方とも地元市議会、市長、商工会長に対して反対、賛成の相異なった趣旨の請願・陳情をおこない商調協にも働きかけ、市議会は特別委員会を設置して報告を受け議決し、関係機関へ要望

各類型の事例としては、は坂戸市など、は熊谷市、は埼玉県商工会連合会が推奨する形式で狭山市や越谷市（やや変形）、は行田市、は加須市があげられている。

39) 財団法人日本総合研究所発行『首都圏における大規模小売店舗出店の影響』1983年2月、189頁。

川越市については言及がないものの、商調協の設置規則には「調整困難な事案については、学識経験者たる委員による小委員会を設置して審議に当る」（第12条）、「小委員会は、関係者の意見を十分に聴取し、調整案を作成しなければならない」（第13条）とあり<sup>40)</sup>、のタイプといえる。

この間、川越商工会議所が設置した商業活動調整協議会では、1975年2月以降、長崎屋、イトーヨーカ堂、尾張屋、西友ストア、東武ショッピングセンターの開店時間と休日日数の協議がなされている。

同年2月25日の商調協では、大型小売業者代表の大岩嘉一（尾張屋相談役）が「昼間買物を出来る人と、サラリーマンのように退社後乗物利用の関係で遅くなければ買物を出来ない人もいるので、消費者の利益保護からもあまり早く閉店するのは妥当ではない」と述べたのに対し、小売業者代表の土金富之助は「大型店の経営方針を貫くのではなく、地域性を考えた方針をとるべき（中略）基本的には審議会から出された目安を尊重して、休日、閉店時間を考えていたゞきたい」と指摘したように、閉店時間の延長と休日日数の減少を求める大型店側と地元小売業者側とでは溝があった。こうしたなかで、消費者代表の山根伸（元川越市婦人会連合会会長）は「小売店としての心がまえも必要（中略）大型店の時間制限だけではなく小売店も消費者の立場を十分考えるべき（中略）大型店の進出により新富町が現在のように発展したのであり、共存共栄でやってもらいたい」、参与である大塚敬三（川越市経済部長）は「大小法の主旨は消費者の利益と小売店の育成を守ることが建前であるので、大型店の規制と共に小売店の努力を強くお願いしたい」と述べている。これらの見解を踏まえて、小委員会も含め複数回議論を重ねた結果、双方の主張を歩みよらせる形で決している<sup>41)</sup>。

注目すべきは、商調協での議論のなかで、土金が大型店への要望として、地元の商慣習の尊重、地元の商業団体との協議、誇大広告および二重価格の抑止、駐車場の拡充を強調したことである<sup>42)</sup>。大型店の進出ないし増床や方針変更に対する地元の姿勢を示したものといえる。

同年には、丸広百貨店と丸井および丸悦ストアが大店法に基づく届出をおこない、これらに対して、川越商工会議所は4月に変更勧告の必要はないと回答している<sup>43)</sup>。丸広百貨店は同年8月に川越店別館として「まるひろスポーツ館」（地上3階建て・売場面積794㎡）を開店している。

丸広百貨店は、1976年9月に東松山店の第1期増築（地上5階・地下1階、売場面積はほぼ倍増の9,890㎡）、77年7月に飯能店の別館（地上4階・地下1階・総面積1,266㎡）および第

40) 注35と同じ。

41) 「昭和五十年 商調協資料」『川越商工会議所関係文書 戦後編』39599～39606所収。

42) 1975年3月27日に開催された商業活動調整協議会における発言、同上文書所収。

43) 注35と同じ。

3期増築（売場面積7,329㎡から10,120㎡）、さらには78年12月に「第二次多店舗化戦略」の1号店として南浦和店（売場面積4,680㎡）を開店している<sup>44)</sup>。これらにあたり、地域の関係者との対立は確認されていない。地域との共存共栄を重視する丸広百貨店のスタンスが奏功したと思われる。これとともに、この時期には、イトーヨーカ堂が坂戸と東松山、忠実屋が坂戸と飯能および狭山、東武ストアが北坂戸に開店し、浦和駅西口に伊勢丹の出店が予定され（81年4月開店）、川越（霞ヶ関および川越駅東口）への東武ストア、所沢へのダイエーや西友ストア（小手指）、鶴ヶ島への忠実屋など複数の出店計画が浮上しており、各地域関係者および丸広百貨店の県外企業への対抗ないし対応との意図も見てとれる。

## 5. 大規模小売店舗法の改正とその後の川越地域の動向

大規模小売店舗法の施行後も、進出する大型店と地元中小事業者および行政や商工会議所・商工会などの関係者との対立が全国で相次いだ。複数の大型店は同法の基準を若干下回る規模で出店し、出店先も地方都市の中心部からその郊外や周辺へと広げていった。一方で、多くの地方自治体は条例や要綱などを制定して規制を強化した。消費者の利害も絡んで、事態はより混迷の度を深めた。

こうしたなかで、政府は、1978（昭和53）年6月の第84回国会に大規模小売店舗法の一部改正案を上程し、一端は継続審議となったものの、同年10月20日の第85回国会で可決・成立し、翌11月15日に法律第105号として公布され、翌79年5月14日に施行された<sup>45)</sup>。

この改正大店法は、調整対象面積の引き下げが最大のポイントといえる。従来店舗面積1,500㎡（東京都特別区および政令指定都市は3,000㎡）以上を「第一種大規模小売店舗」、500㎡を超え1,500㎡（東京都特別区および政令指定都市は3,000㎡）未満を「第二種大規模小売店舗」とした（第2・3条）。

調整期間に関しては、大規模小売店舗の設置の公示から開店日ないし店舗面積の増加日までを旧法の6ヶ月から7ヶ月とし（第4条）、大規模小売業者による届出は開店日の4ヶ月前から5ヶ月前へととなった（第5条）。第5条届出後の事前審査に基づき変更勧告ができる期間を3ヶ月から4ヶ月とし（第7条第1項）、さらに必要に応じて4ヶ月延長できるものとした（同第3項）。

第一種大規模小売店舗は通商産業大臣が調整するが、第二種店舗の調整権限は都道府県知事となった（第7条）。第一種店舗も届出は知事を経由し、知事は大臣に意見を申し出ることができることとされた。さらに、商工会議所および商工会に加えて、市町村長にも通知し、市町村長

44) 南浦和店については、前掲『さいたま市史 鉄道編』195頁も参照されたい。

45) 改正大規模小売店舗法に関しては、前掲『通商産業政策史 第13巻 第 期 多様化時代（2）』524～529頁、前掲『通商産業政策史 1980 2000 第4巻 商務流通政策』62～68頁に拠っている。

は知事に意見を申し出ることができることとされた（第14条の3・第15条および同条の2）。都道府県知事は、第二種店舗の調整にあたり、条例で都道府県大規模小売店舗審議会を設置できるとした（第15条の4）。

ここで、より注目すべきは、商業活動調整協議会が改正大規模小売店舗法施行規則（1979年5月11日、通商産業省令第38号）の第8条の2に「商工会議所又は商工会が（中略）意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは（中略）商業活動調整協議会の意見を聴くものとする」と規定されたことである。商業活動調整協議会が初めて法的に位置づけられたのである。

これを受けて、通商産業省産業政策局長通達・日本商工会議所会頭および全国商工会連合会会長宛「商業活動調整協議会の運用について」（1979年5月11日付、54通局第365号）が出された（同名の通達である74年2月28日付、49産局第123号の改定）。大店法第3条による届出がなされた後に商工会議所または商工会が商業活動調整協議会の効率的運営を図るために審議スケジュールと審議項目案を作成すること、いわゆる「事前商調協」の審議期間を8ヶ月を目途とすること、「正式商調協」の審議期間を2ヶ月以内（必要な場合は4ヶ月まで延長）とすること、大型店出店の影響が複数の商工会議所または商工会地区にわたる場合は「広域商調協」を設置できること、商調協委員は商業者、消費者、学識経験者の代表者から所管の通商産業局の了承を得て均衡がとれるように選定することなどが定められた。

大規模小売店舗法および関連省令・通達の改正により、地域の意向をふまえて調整を担う商業活動調整協議会の存在意義が高まるとともに商工会議所または商工会の役割も大きくなったのである。

その後、「事前商調協」の期間で調整が尽くせないことが想定され、大店法3条による届出の前に「事前説明会」を設定して、大型店と地元関係者が協議をおこない、一定の合意を図るようになっていった。これは「事々前商調協」と称された。

埼玉県は、改正大店法施行の翌年の80年4月に大規模小売店舗出店対策要綱を改正した<sup>46)</sup>。大型店はその責務として出店地域関係者に対して計画を明示し説明会を開催すること、店舗面積が500㎡以下であっても市町村および商工会議所または商工会の指導を受け関係者との十分に協議することなどが定められた。

これに先立ち、川越市は80年1月25日に小売業商業調整活動に関する要綱を施行している。対象は店舗面積500㎡以下の大型小売業者等であった<sup>47)</sup>。

通産省は、1982年1月30日に、「大規模小売店舗の届出に係わる当面の措置について」と題する各通産局長あての通達を出した（57通局第36号）<sup>48)</sup>。これには、大店法第3条による届出

46) 前掲『草加市史 通史編 下巻』676頁。

47) 前掲『首都圏における大規模小売店舗出店の影響』191頁。

48) 以下については、前掲『通商産業政策史 1980-2000 第4巻 商務流通政策』75～77頁に拠って

前に出店予定地への説明と第一種大規模小売店舗の出店が相当水準に達している地域での都道府県知事による届出の自粛をそれぞれ指導することが明記された。つまり、「事前説明会」が通達レベルとはいえ正式に認知され手続きに事実上組み込まれ、大型店が過密な地域を「出店抑制地域」として新たに設定するなど、大型店出店へのハードルがより高くなったのである。

82年2月には大店法施行規則が改正されて、「商業活動調整協議会規則」（昭和57年通商産業省令第2号）が新たに制定された。これの第2条には「商業活動調整協議会（以下「商調協」という。）は、法の目的の円滑な達成に資することを目的として（中略）商工会議所又は商工会に設置されるものとする」と定められた<sup>49)</sup>。

続いて、従来の商調協の運用についての通達が改正された（57通局第39号）。商調協の審議に参加させない利害関係者の中に当該大型店への出店予定者を含めるなど、商調協の編成のあり方に加えて、その公平性ないし透明性がより明確なものとなったのである。

大店法改正以降の川越地域の大型店の動向と商業活動調整協議会の対応をふりかえっておきたい。

1979年7月16日の商業活動調整協議会で、長崎屋の市内新宿町への出店を協議するにあたり、同社は「サンバード長崎屋川越新宿店出店ご説明書」と題する文書を提出した<sup>50)</sup>。これにおいて、地元小売業者に対する姿勢として次のように述べている。

地元商店街との共存共栄を第一に考え、まず地元商店会のお仲間に入れていただきたいと思えます。

地元の商習慣、公共催しものなどの事業活動には積極的に参加、協力し相互理解を深め、善隣関係を築き上げたいと考えます。

宣伝を行なう場合、地元商店街の名前を入れるなどして知名度アップに協力したいと思います。

適正価格販売の原則を遵守し、地元商店街の秩序を乱すような不当廉売、誇大広告などは厳につつしみたいと思えます。

従業員を採用する場合は、賃金ベースを乱さないように充分注意いたします。また地元商店街勤務の従業員をスカウトするような行為はつつしみたいと思えます。

万一、トラブル発生の場合は、すみやかに地元商店会と連絡をとり、誠意をもって問題の調整解決につとめたいと考えます。

当社の基本方針である『商売を良心で貫く』精神を遵守し、優秀商品の安定提供に万全

いる。

49) 埼玉県商工部発行『商調協運営マニュアル』（1985年、国立国会図書館所蔵）の96～99頁に所収。

50) 『昭和五十四年度七月～十二月 商業活動調整協議会会議録綴』『川越商工会議所関係文書 戦後編』39869～39902所収。

を期し、地元商店街の名声を傷つけないようにつとめたいと考えます。

また、消費者に対しては、明るく近代的な店舗造りと購買頻度の高い衣料品の安定提供、駐車・駐輪場の確保、騒音・交通公害の防止、地元の各種行事への積極的参加などを強調した。

同日には、稲毛屋（現・いなげや）の市内旭町への出店も協議されたが、同社は上述の長崎屋が示したのとはほぼ同様の内容（地元の小売業者および消費者に対する）の文書を提出している<sup>51)</sup>。

79年9月26日の商業活動調整協議会は、丸広百貨店の市内神明町への出店が協議された。この当時大久保が推進していた「第二次多店舗化戦略」の一環として近隣商圈に対応するコンパクトな店舗の出店を目指すなかで、市内北部で新興住宅地化が進展していた同町へ着目したものである。協議会に出席した大久保は、出店計画と店舗のあり方について以下のように説明している<sup>52)</sup>。

（前略）川越の周辺にも、たとえば大井町にしても、坂戸市にしても、大型店が進出していると云う状況でして、私共の調査によりますと、川越へのお客の流入というものが減少しつつあるという傾向にある（中略）この傾向をどのように回復していかなければいけないか、又、商店街の皆様方と一致協力をさせて戴き、この回復をはかるという事が川越市の商業発展ということにつながるであろうと考えている（中略）神明町の出店につきましては、川越市の住宅の広がり南部から北部の方に広がりつつある。そして、その広がりつつある北部に対して小売業という特性をおすまいになっている皆様方に提供申しあげるとい事が地域の発展につながる（中略）運営にあたりましては地元の商店街の皆様方と協力させて戴き或いは提案を申しあげて、お客様の近づきやすい町づくりという事に努力させて戴きたいと思えます。又、取扱う商品については、なるべく地元の商品、ないしは県産品というようなものに見直しをして、各支店とあわせて、一層積極的な取り引きを開始させて戴くようにとり決めをさせて戴きたい（後略）

大久保はこれまでと同様に出店にあたり地域と連携を強調したのである。なお、1980年7月21日に「ファミリーまるひろ神明町店」として出店を果たした。2階建て・売場面積2,605㎡であった。

商調協の議事録によると、前述の長崎屋や丸広百貨店のように、大型店側は新規出店あるいは増床をおこなうことのメリットないし優位性や店舗の効率的かつ円滑な運営のための閉店時間の延長や休日日数の変更または減少を説明したが、必要以上に主張するわけでは必ずしもな

---

51) 同前。

52) 同上。

く、地域との協調関係の確立と堅持を強調している。また、消費者側はこれらによるサービスの向上を期待している。一方で、地元商業者側は閉店時間や休日日数をはじめ駐車場の設置や交通混雑や騒音などに対する対策については強く要求したものの、出店あるいは増床自体に徹底して反対した事案は限られる。意見交換ないし議論を通じて、大型店が地域といかに溶け込むことができるか否かを見極めていたと読み取れる。

ところで、学識経験者委員の天沼照雄（川越商工会議所常議員・金融部会長）は、79年8月23日の商調協で次のように発言している<sup>53)</sup>。商調協のあり様ないしあり方を示すものといえる。

（前略）特に大きな商店が、このような法律が作られて、商調協という委員会にかけられると云う事は、政府をはじめ、各自治体においても、大きいものが育てば良いのだという事ではなく、調和のとれた商業活動を育てる事であると思う。大型、中型、又小型店というその中で、各々努力しあいながら消費者にサービスする。サービスも消費者に迎合した過剰サービスは良くないですが。各々立場があるので、資本主義の原則からして、やはり大・中・小一つの協調だと思う。

認めると云う立場においては、大型店をたゞ認めるという事では崩壊になるし、又小売業の人達の意見ばかりを聞いていても川越市の街づくりがダウンし、お客さんがどんどん他に流れていってしまうのですから、調和のとれた、話し合える機会をつくらなければならない。（後略）

## むすびにかえて

一般的に、当該期の地方都市においては、出店を求める大規模小売店と反対する地域の中小小売業者、さらに消費者等も含めて激しく対立し、商業活動調整協議会が収束を図るものそれぞれの利害関係がより顕在化し、これによりかえって事態が悪化して紛争の長期化が余儀なくされたとの叙述がなされている<sup>54)</sup>。居丈高な態度を取り続ける大型店と頑なな姿勢を崩さない地元小売店との対峙により調整が難航し、結果として消費者にとって不利益となったとの構図である。

これに対して、川越地域は、周辺部の霞ヶ関や新河岸地区などでの第二種小売店の出店に際

53) 同前。

54) 前掲『通商産業政策史 1980-2000 第4巻 商務流通政策』45～51頁。一方で、同書51頁には「すべての出店条件がこうした激しい紛争を経験したわけではない（中略）大型店が少ない地域で、その規模がそれほど巨大でない場合には、むしろ比較的すんなりと地元を受け入れられることも多かった」と言及されている。川越地域は大型店さらに中型店も多数立地および出店しており、その調整のあり方や動向は全国的にも珍しいケースといつてよい。

して見解の相違が見られたものの軽微に止まり、全体として関係者間の調整は円滑に進むところとなった。商業活動調整協議会では、もとより諸条件の擦り合わせでは厳しい交渉となったが、関係者が協調を旨とし地域商業の持続的発展を目指して、真摯な姿勢をもって議論を展開してまとまっていったのであり、その機能が発揮されたといえる。

これにおいて、丸広百貨店が「地域に根差した百貨店」として、地域との共存共栄とのスタンスを堅持し、進出する大型店と地域の商業者とを結びつける役割を担ったことも強調したい。

他方、大型店における出店ないし増床等を果すことにより企業間競争で優位に立つべく地域との連携・協力を前面に出すとともにそのために地域からの提示された諸条件を基本的には受け入れるとのいわば戦略的側面、地元の中小小売業者における大型店の存在が地域商業ないし商店街にとって起爆剤となるとの積極的期待とともに出店ないし増床等は抗いきれないとの消極的追認のそれぞれの側面も指摘しておく。

この間、川越市の1978年時点での地元圏から第3次圏までの商圏人口は82万8,801人となり74年に比べて21.7%増加した一方で周辺地域への大型および中型店の進出により坂戸市および鶴ヶ島町と日高町が地元圏から第1次圏、狭山市と鳩山村が第1次圏から第2次圏、三芳町が第2次圏から第3次圏に変化したこと<sup>55)</sup>、和・洋服や靴・鞆、時計やカメラなどの高級品ないし買回り品は市内での購買が減少して東京への流出が加速していたこと<sup>56)</sup>、池袋地区での百貨店の拡充が進展したこと（西武百貨店池袋店は75年に9期増築・全館新装開店で5万4,276㎡となり国内最大の売場面積、同年に西武美術館開館、80年に10期計画全館完成<sup>57)</sup>、さらには74年10月に営団地下鉄有楽町線の池袋・銀座一丁目間が開通したことなど、外部環境の顕著な変化、とりわけ業態間および地域間競争の激化に留意する必要がある。

なお、当該期における川越商工会議所の活動に対しては、側聞の限りでは様々な評価があるようであり、その検討は他日を期したい<sup>58)</sup>。

1980年代半ば以降は、川越駅東口の再開発事業が進展し（丸広百貨店が入居して90年に「アトレ」が開店）、91年には本川越ステーションビル（川越プリンスホテルと「ペペ」が開店）が完成するとともに、北部地区では“一番街蔵造り”の街区整備が進むなど、川越地域の商業

55) 川越商工会議所発行『川越の商業』1978年11月、10頁。同書には「川越のこれからの課題は地域型商店街から広域型商店街にいかにか脱皮して行くかであろう」と指摘されており、核心をついたものといえる。

56) 同上書13頁。川越市民の83.6%が市内の商店で買い物するなど地元吸収率は埼玉県西部ではトップである一方で、呉服・反物・紳士服・婦人子供服・靴・履物・鞆・ハンドバック・時計・カメラ等の市内での購買率は8%を割り、そのほとんどが東京へ流出し、特に紳士服の30%近くが東京で買われているとある。

57) 前掲『セゾンの歴史 年表・資料集』40～50頁、『セゾンの歴史 下巻』64～75頁。

58) 川越商工会議所発行『川越商工』第262号、1984年10月1日、川越市立中央図書館所蔵、『日本経済新聞』地方経済版、首都圏B、1984年12月29日付け朝刊。

は大きく変容を遂げることとなる。これらについての考察は今後の課題としたい。

【付記】

本研究を進めるにあたり、元・長岡商工会議所専務理事で現・一般社団法人地域ルネッサンス創造機構シンクタンク・ザ・リバーバンク業務執行理事の樋口栄治氏から当該期における地方商工会議所および商業活動調整協議会の実情について御指導下さっている。

また、立教大学経済学部助教の藤井英明氏からは史料収集や分析に御協力・御教示頂いている。

両氏の日頃からの御厚誼に特記して感謝申し上げる次第である。